

市民ネットワーク鶴ヶ島は
大野ひろ子を
市議会に送っています



6月議会報告 2018. 8

発行／市民ネットワーク鶴ヶ島
鶴ヶ島市富士見3-27-106

<http://www.tsuru-net.org/>

ネ ッ ト
通 信
NO. 28

放射性物質は公害原因物質！

しかし、未だに、法整備は手付かず！

2012年6月12日 環境基本法13条が削除され、放射性物質は法律上公害原因物質になりました。

これにより国は、排出基準などの具体的な法整備をしなければなりません。が、いまだに中断状態のままになっています。

福島第一原発事故まで、放射性物質は公害・環境の關係法律から適用除外になっていた。この事故を契機に、国は法制度の抜本的な見直しの必要性を認め、環境基本法の適用除外規定が削除され、放射性物質は公害原因物質に位置付けられました。

100年公害の歴史

水俣病、第二水俣病（新潟水俣病）、四日市ぜんそく、イタイイタイ病の4大公害病の発生を受け「公害対策基本法」ができたのは1967年。

1970年、経済活動優先から針路を変え、公害関係法令の抜本的な整備をしたのが「公害国会」です。環境庁（現・環境省）は、この後に設置されました。明治初期の足尾銅山鉱毒事件、日本で初めての公害から100年余りの年月を費やしています。

公害の防止から地球環境の保全へ変わる、地球環境問題に対応するために新たな法体系として、公害対策基本法に代わり1993年に環境基本法がつけられました。

原子力基本法は利用の為の法律

放射性物質は、原子力基本法を根拠に環境基本法から除外されてきました。しかし原子力基本法は、原子力の研究と開発、利用に関する法律です。公害対策を行うものではありません。

環境基本法13条が削除されたことから、

放射性物質は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の適用対象になりました。

環境基本法は、政策についての指針を示すプログラム規定ですから、具体的施策は個別の対策法が必要です。

国は、放射性物質の排出基準、環境基準、総量規制の策定などの具体的な法整備をしなければなりません。が、いまだに手付かずのままです。

老朽化原発の事故を阻止し脱原発を早めるためにも、早急に汚染防止の法体系に転換する必要があります。

除染土再利用の実証実験

これまで放射性廃棄物の再利用は、原子炉等規制法（1957年）で100ベクレル以下とされていました。

ところが昨年環境省は、放射性物質汚染対処特別措置法（2011年）を根拠に8000ベクレル以下の汚染土を公共事業に再利用する実証実験を南相馬市で始めています。

放射能の汚染を防止するための法律制定が先ではないでしょうか。

